

特許情報とインターネットの10年

特許電子図書館(IPDL)10周年を期に

特許庁 総務部普及支援課
特許情報企画室長

森次 顕

PROFILE

1990年特許庁入庁。社会基盤分野の特許審査、バージニア工科大学建築学部客員研究員、国際課、外務省経済局国際機関第一課、審査基準室、特許情報利用推進室、審判部第26部門（電子商取引）等を経て、2009年1月より現職。



1 はじめに

今年は、1999年3月に特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）が開設されてからちょうど10年という節目の年にあたる。

この10年間のIPDLの歩みについては、すでに特許庁の広報誌である「WEBとっきょ」No.3（2009年6月25日発行）において、「特許電子図書館（IPDL）10周年に寄せて」と題する記事で当課から紹介している（http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/web_tokkyo/web_tokkyo_no3.pdf 参照）。

そこで本稿では、IPDLなどによる特許情報の提供をひとつの軸としつつも、この10年間に急速な普及を遂げたインターネットをもうひとつの軸に据えて、より広い観点から今日までのインターネットを通じた特許情報の提供について振り返ることにしたい。

2 インターネットの普及

特許庁がインターネットを通じた特許情報の提供を始めたのは、IPDLが開設された1999年3月であると思われるがちである。

特許庁が保有するすべての公報の情報をインターネットを通じて提供するという世界初のサービスが、IPDLという名のもとで始められたのがこの時であるの

は確かだが、特許庁は、主として外国向けの英語情報であったが、すでに1997年4月から、インターネットでの公開特許公報英文抄録（PAJ: Patent Abstracts of Japan）の提供の試行を始めていた。また、1998年4月には、公報の年範囲などに制限はあったが、「特許・商標情報提供サービス」という名称で、公報の検索サービスなどの提供を開始している。特に後者はIPDLの直接的な前身と言えるだろう。

IPDL開設の前年で、「特許・商標情報提供サービス」がリリースされた1998年は、日本のインターネット人口が前年の1,155万人から1,694万人へと約1.5倍に増え、普及率が10%を突破した年であった¹。つまり、インターネットの利用が急激な増加を見せ始めた年であったわけだが、逆に言えば、この頃インターネットを使っていたのはまだ10人に1人程度に過ぎなかったということにもなる。

また、ADSLが一般に普及したのが2001年頃とされ²、ブロードバンドユーザーが1,000万人を超えたのが2003年頃とされるから、1998年頃にはまだダイヤルアップやISDNといった、今日から見れば狭帯域の接続が主であった。

一方、最近の状況を見てみると、2008年末時点の日本のインターネット人口は9,000万人を超え、ほぼ4人に3人まで普及が進んでいる。また、接続の種別を見ても、ブロードバンド接続が約3/4に迫っており、さらにその内訳もFTTHが約4割と、常時接続化と高速化が進んでいる³。

¹ 総務省「平成17年通信利用動向調査」による。なお、日本インターネット協会による「インターネット白書'98」では、1998年にインターネット人口が1000万人を突破したとしている（<http://internet.watch.impress.co.jp/www/article/980601/hakusho.htm>）。

² NTTのフレッツADSLのサービス開始が2000年12月、Yahoo!BBのサービス開始が2001年9月である。

³ 総務省「平成20年通信利用動向調査」による。

このように、インターネットはこの10年の間に著しい普及を見せ、電話やテレビなどには及ばないまでもそれらに準じるほどに普及し、ほぼだれもが利用可能な生活に不可欠なインフラの位置を占めるに至ったと言える。

3 IPDL とインターネット

特許庁による情報提供は公的なサービスなので、利用者に広く公平に提供されることが望まれる。したがって、だれもが利用できる開かれたネットワークであるインターネットの普及は、特許庁の情報提供にうってつけの場を用意するものであった。

俗に、家電は世帯普及率が10%を超えると一気に普及が進むと言われる。先ほど見たようにインターネットの普及率が10%を超えたのは1998年だから、この俗説に従うならばIPDLはまさにインターネットの爆発的普及にタイミングを合わせてそのサービスを開始したことになる。

そして、その後もIPDLはインターネットの普及や変化に応じて、そのサービスの内容を変えてきた。

例えば、IPDLの開設から約1年後の2000年1月には、工業所有権総合情報館、地方通産局、知的所有権センター（いずれも名称は当時のもの）などの公衆閲覧施設に専用線で接続されたIPDL専用端末を設置した。これには、当時はまだインターネットが十分に普及していなかったため、だれもが利用できる公的な場所への端末の設置が求められたことと、ブロードバンド接続がまだ一般的ではなかったため、家庭からの接続では十分な通信速度が確保できず、高速な回線によるストレスのない閲覧環境が求められたことなどが背景にあった。

また、2006年3月には、特許・実用新案関係の公報を文献単位で一括ダウンロード・印刷する機能を追加した。さらに、IPDLではないが、公報の発行についても、2006年1月から、登録実用新案公報を皮切りにインターネットを利用した公報の発行を開始し、意匠

（2007年1月開始）、商標（2010年1月開始予定）と順次拡大している。これらはいずれも、IPDLの開始当初には実施できる環境にはなかったが、インターネットの普及と高速化が十分に進んだ結果、実現が可能となったものである。

なお、欧州特許庁（EPO: European Patent Office）及び米国特許商標庁（USPTO: United States Patent and Trademark Office）も日本と同じ時期にインターネットを通じた公報の検索サービスの提供を始めている。

EPOでは1998年にesp@cenet（エスパスネット）のサービスを開始している。そして、USPTOでも1994年12月には当時大きな社会問題となっていたAIDS関連特許のデータベースを、1995年12月にはPatBibと呼ばれる書誌及び要約のデータベースを公開してきたが、1999年4月に本格的な特許公報のデータベースの提供を開始している⁴。

4 民間サービスとインターネット

一方、民間に目を移すと、インターネットが一般的になる遙か以前から、専用ネットワークを通じたオンライン特許情報サービスが行われてきた。日本で最初のオンライン特許情報サービスが行われたのは、実に今から30年以上前の1978年に遡る。

そして、日本で初めてインターネットを利用したサービスが行われたのも、1996年と、特許庁によるインターネットを利用した特許情報の提供に先行しており、その後も現在に至るまで、各社によりインターネットの普及や発展に応じて高度で多様なサービスが提供されている。これらの各社のシステムやサービスの詳細については、本誌の別項で紹介されるだろうが、インターネットとの観点からの全般的な特長としては、例えば、インターネットの利用によるコストの低減やユーザー層の拡大を背景として、低価格の定額サービスなどの拡充が挙げられるだろう。

4 USPTO Annual Reports 1994 - 1999 (<http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/index.html>)



このように特許情報サービスがインターネットの普及に合わせて、専用ネットワークからインターネットを通じて提供され、それによってサービスも変化していく一方で、インターネットと特許情報の結びつきは、コンピュータやインターネットを出発点とする企業が、特許情報提供サービスに参入するきっかけともなった。

4.1 無料検索サービスの登場

その先駆けとなったのが、1997年1月9日にIBMが開始したIBM Patent Serverである。これは、1971年から1996年までの米国特許約200万件の書誌、クレームのテキストを検索可能とし、全文のイメージを提供するサービスであった⁵。

このサービスはIBMにとってはインターネットにおける大規模なデータベースやイメージサーバーの実証試験的な意味合いがあったようであるが、その一方で、一般の利用者にとっては、だれもがウェブブラウザから無料で特許文献を検索することができるほぼ初めての経験となった。

インターネットの代表的な検索エンジンであるGoogleの創業が1998年であることから分かるように、IBM Patent Serverのサービスが開始された当時は、現在のようにインターネットで多様なサービスが無料で提供されている状況ではなかった。それだけに、IBM Patent Serverのインパクトは大きかったと言えよう。

このサービスは2000年5月に設立されたDelphionに引き継がれ、2001年に大部分が有料化されている。

一方、前述の通り、日米欧の特許庁はいずれも1998年から1999年にかけて本格的な特許公報のデータベースの提供を開始しており、この頃からしばらくは、ウェブでの無料サービスは主として各国の特許庁によって提供されていくことになる。

4.2 検索サイトによる特許情報サービス

そのような中で、ひとつの転機となったのが世界最大

手の検索サイトであるGoogleの参入である。Googleは2006年12月13日にGoogle Patents ベータ版 (<http://www.google.com/patents>) のサービスを開始した⁶。これは、700万件以上に及ぶ米国特許公報全件を全文検索可能なサービスを無料で提供するものであった。

上述の通り、USPTOも独自に特許情報提供のサービスを行っているが、1975年以前の古い時代の文献はイメージデータのみで、全文検索することができない。これに対して、GoogleではGoogleブックスの技術を使って独自にテキストデータ化を行うことで、1790年以來の全文を全文検索可能にしている。日常的なウェブの検索で使い慣れたGoogleのインターフェースで特許文献を検索できることも、もちろん特徴と言えるだろう。

Googleでは、Google Patentsのサービス開始当初から、将来的に英語以外のインターフェースや、USPTO以外の文献にサービスを拡張する可能性があると表明していた⁷。しかし、現時点では米国特許文献以外の提供や、英語以外のインターフェースは実現しておらず、今後の具体的な計画も明らかにされていない。

EPOでは2007年に「特許情報政策の再構築」(Reformulation of patent information policy)と題した文書において、新たな情報普及政策を公表している。これは、1988年6月に採択された従来の情報普及政策を、約20年ぶりに全面的に改めるものである。この新たな政策の中で、EPOはGoogleが米国の特許文献のみを扱うことは欧州の産業界にとって不利益であると指摘し、Googleとの協力を図って、米国以外の特許文献を含むように促すと発言している⁸。

また、韓国において圧倒的なシェアを有する検索サイトであるNAVER(ネイバー)は韓国特許庁(KIPO: Korean Industrial Property Office)と協力して、KIPOと韓国特許情報院(KIPI: Korean Institute of Patent Information)の公報データベースを検索することができるサービスを2005年に開始してい

⁵ IBM "IBM Almaden Research Center - IBM Patent Server Project" (http://www.almaden.ibm.com/projects/patent_server.shtml)
⁶ Official Google Blog: Now you can search for U.S. patents (<http://googleblog.blogspot.com/2006/12/how-you-can-search-for-us-patents.html>)
⁷ "About Google Patent Search - Frequently Asked Questions" (<http://www.google.com/googlepatents/about.html>)
⁸ "EPO - New patent information policy promises 'barrier-free' access for all" (<http://www.epo.org/topics/news/2007/20071018.html>)

る (<http://academic.naver.com/>)⁹。これは時期的には Google Patents に先行するものであるが、NAVER の場合には、新たにデータベースを構築したわけではなく、KIPO や KIPI がすでに公開しているデータベースを利用し、NAVER のページから簡易に検索することができるインターフェースを提供しているものと思われる。KIPO は NAVER だけでなく、2006 年 12 月には韓国の検索サイト大手の empas (エムパス) と提携して同様のサービスを提供している (empas はその後買収され NATE (<http://www.nate.com/>) となっているが、サービスは継続している。)

さらに、中国における最大手の検索ポータルである百度 (Baidu) も、2008 年 1 月に特許文献の検索サービスを開始している (<http://zhuanli.baidu.com/>)。このサービスは中国の特許庁にあたる国家知識産権局の中国專利信息中心と協力して行われているものである¹⁰。

このように、検索サイトにおいて特許情報を検索の対象に加える動きは広がりを見せており、高度で専門的な特許情報サービスに加えて、一般的なインターネットの利用者が日常的に利用するサイトから特許情報にアクセスする環境が整備され、特許情報の間口が広がっていると言える。

5 今後

以上で見てきたようなこれまでの 10 年間の劇的な変化を考えると、インターネットを利用した特許情報の提供について今後の動向を予測することは非常に困難であるように思える。

ただし、特許情報サービスのもととなる一次的な情報を提供するのの特許庁の役割であり、この役割は今後も変わらないであろう。

特許庁で現在進められている業務・システム最適化計画では、文献ごとに永久的な固定 URL を付与し、パルク・データを含む情報のインターネットを通じた提供を

原則として無料とする方向とするなど、特許情報の利用性を高めることを予定している。

このような特許庁の施策と、インターネットなどの技術の発展があいまって、今後も引き続き特許情報サービスが活性化することを期待したい。

(なお、文中、意見にあたる部分は私見である。)

9 ジェトロ・ソウルセンター「特許情報、ネイバーで手軽に検索」(http://www.jetro-ipr.or.kr/news/news01_view.asp?news_idx=1132&year=1999&smoth=1&sdays=1&eyear=2009&emonth=7&eday=11&keyword=&page=121)

10 ChinaPress「百度：間もなく特許検索サービスを開始へ」(<http://www.chinapress.jp/it/7274/>)